

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和7年11月5日（水） 18:55～19:05

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名 他2名
交通局経営企画課課長、経営企画課係長
教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長

（組合） 市労連書記長、書記次長2名、他11名

4. 議 題：勤勉手当の職場応援加算申し入れの回答
通勤手当に関する制度改正についての提案

5. 発言内容：

（市）平素より皆さま方には、様々な取り組みに対しまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

10月2日の交渉において、皆さま方より申し入れをいただきました「勤勉手当の新たな加算制度について」につきまして、私どもの考え方を、まとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

加算金額については、対象所属に代替職員の配置等がない期間30日につき24,000円を付与する取扱としておりますが、これを改め、代替職員の配置等がない期間のうち、月初から月末の期間は当該日数に関わらず1月、それ以外の期間は30日をもって1月とし、これらを合算した期間1月につき24,000円を付与する取扱に見直しをさせていただきます。

実施時期は令和8年1月1日とし、代替職員の配置等がない期間の始期が令和7年12月31日以前の場合は令和8年3月31日までの期間は従前の取扱といたします。

我々としていたしましても、内部で十分に検討した結果でございますので、ご了承いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきたいことがございます。

「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」についてでございます。

— 提案資料配布 —

・育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）

それでは、お配りしております「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給いたします。

「2. 育児・介護による転居の定義」でございますが、まず「（1）育児による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同じ居し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通

勤を考慮した地域に転居すること、といたします。

次に「(2) 介護による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の父母であって、要介護認定を受けている者の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること、といたします。

「3. 支給要件」でございますが、記載している(1)から(4)の全てに該当することとしております。

(1) 新幹線等による通勤で1つの特急券で乗車する区間が片道100キロメートル以上であること

(2) 転居後の住居からの通勤であること

(3) 新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること

(4) 新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

でございます。

「4. 実施時期」でございますが、令和8年4月1日といたします。以上でございます。
(組合) 提案については持ち帰り検討する。7日のヤマ場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について十分検討してもらいたい。

(市) 限られた時間ではありますが、ヤマ場に合意できるよう、引き続き検討を行ってまいります。